

世界を「数字」で回してみよう(61) 働き方改革(20) 最終回:

長時間労働＝美德の時代は終わる ～「働き方改革」はパラダイムシフトとなり得るのか

<https://eetimes.jp/ee/articles/1908/29/news027.html>

20回にわたり続けてきた「働き方改革」シリーズも、今回で最終回を迎えました。連載中、私はずっと、「働き方改革」の方向性の妥当性は認めつつ、「この問題の解決はそれほど簡単なことではない」という反骨精神にも似た気持ちの下、それを証明すべく数字を回してきました。これは「政策に対する、たった1人の嫌がらせ」とも言えます。そして最終回でも、この精神を貫き、“たった1人の最後の嫌がらせ”をさせていただこうと思っています。

2019年08月29日 11時30分 更新

[江端智一, EE Times Japan]



「一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジ」として政府が進めようとしている「働き方改革」。しかし、第一線で働く現役世代にとっては、違和感や矛盾、意見が山ほどあるテーマではないでしょうか。今回は、なかなか本音では語りにくいこのテーマを、いつものごとく、計算とシミュレーションを使い倒して検証します。⇒連載バックナンバーは[こちらから](#)

働き方改革＝我が国の問題の見える化だ

2年前に、EE Times Japan編集部から「働き方改革」についての連載をオファーされた時、正直、かなり戸惑いました。

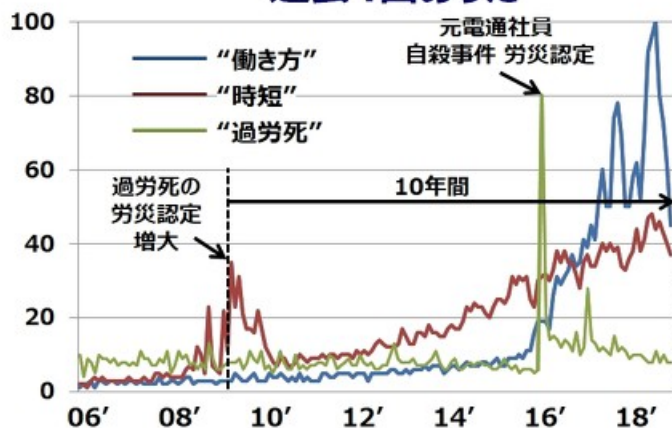
「働き方を変えなければならない」――私は、これまでの社会人としての人生の中で、今回を含めて4回このフレーズを聞いたと思います。最初は1990年頃で、当時の「働き方」とは、「時短」のことでしたが。

下図は、Googleトレンド^{*)}を使って、“働き方”、“時短”、“過労死”のニュースヘッドラインの数を調べてみたものです。「働き方を変えなければならない」ブームは10年単位で発生しているようです。

*)Googleトレンドは2003年までしかさかのぼれません。

働き方、時短、過労死の見出し数

私を知る限り「働き方を変えよう」という動きは、
過去4回あった



約10年おきに発生する？

これまでの「働き方改革」は、基本的に過労死（自殺）事件を契機にブームとなっているようです。被害者が若者や女性の場合にこのブームは顕著に現われます（おっさんは、どうでもいいみたい）。ブームになると、法律や制度が動きます。ですから、10年単位で発生するブームにはそれなりに意義はあると思います。

私は、今回のオファーに対して、「『働き方改革』のブームに便乗するだけの連載なら、引き受けたくないな」と思ったのです。「どうせ、これまでと同じようにブームで終わるだけだ」と思っていたからです。

とはいえ、オファーを頂いた以上、ちゃんと検討する必要はありましたので、EE Times Japan編集部の方との打ち合わせ後、私は、内閣府の資料を片っ端から読みまくりました。そして、日本国政府の意図が分かってきました。

—— これは「働き方改革」という形を装った「我が国の問題点の見える化」だ

と。

これは「働き方改革」という名を使った「近未来予測」であり、政府は私達に「考え方を変えろ」「やり方を変えろ」と言っている。特に「我が国の高度経済成長を支えてきたやり方、考え方を、全部ドブに捨て去って、パラダイムをシフトしろ」と言っている。

さもないと、

—— 私たち日本人に未来はないぞ

と言っていると、悟りました。

「政府」というのは、基本的に「権力」です。「権力」というのは、体制を守るべく「変えないこと」、つまり、保って守ること（保守）にその存在意義があります。

ところが、今回は、権力サイドが「お前たち国民が、がんばって変われ」と背中を突ついている、という、奇妙なことが起きており、私は興味が湧いてきました。

その一方で、私は、政府の「働き方改革」の方向の妥当性を認めながらも、資料の数々を読んでいるうちに、この問題の難しさを（理解しているのかもしれないけど）スキップしている様にも見えてきて、「どんどん不愉快な気分」になっていきました。

—— そんなに、うまくいくか？

何そんなに簡単に言ってくれちゃっているわけ？ めちゃくちゃ難しいよね、これ？ 詳細検討できているの？ 抵抗勢力、ギガ盛りだよ？

政府がこれらの問題に気がついていないのか、気がついていて気が付かないフリをしているのか、それは分かりません。どちらにしても、これが「簡単でないこと」を言いたくなってきました。

ならば、私のやり方(ロジックと数字とインターネットとパソコン(のシミュレーションプログラム))で、政府の政策にケチをつけてやる。



つまり「たった一人の嫌がらせ」—— こうした、私のひん曲がった精神が、この連載のきっかけになったのです。

働き方改革の“外側”にいる人たち

こんにちは、江端智一です。

今回は、本連載、世界を「数字」で回してみよう、働き方改革編の最終回として、この私の渾身の力を込めた「最後の嫌がらせ」をさせて頂きたいと思います。

今回のテーマは、「働き方改革の外側にいる人々」です

前述した通り「働き方改革」は、政府から私達に対する「考え方を変えろ」「やり方を変えろ」という命令です。この命令は、実行力を伴わなければ意味がありません。この実行力を支えるのが労働法(例えば、労働基準法)です。

ところが、私が見る限り、この労働法が届かない対象が、少なくとも4人います —— 正確に言うと、「労働法の保護対象外」ということになります —— が、皮肉なことに、この人たちは、この働き方改革の「指導者」であり「象徴」であり「労働者を守る主体」であり、そして「法律上の保護が最も届きにくい人」なのです。

労働法で守ってもらえない人たち

以下の人達は、労働基準法の保護対象ではない

職種	立ち位置	その他
総理大臣	「国会議員」であり、「行政庁」のトップ	国会議員で公務員であるので、適用対象外
天皇陛下	国内法の「日本人」に該当しない(*)	法上の「人」に該当しないので、国内法の適用対象外(定説)
会社の社長	被雇用者には該当しない	労働基準法で従業員を保護する義務がある
フリーランス (例：お笑い芸人)	同上	自力(×事務所)で、会場を設営して、集客して、宣伝して、演じる必要がある
		事務所にいてももらえない芸人、地方芸人
		地方イベント/お祭り/ローカルラジオ、テレビ/結婚式の司会

(*)皇室典範第21条から導かれる定説

(1)総理大臣

労働基準法は、公務員を保護対象としていません。具体的には「一般職」では原則適用がありませんし、「裁判所職員」「国会議員」「防衛庁職員」は完全適用外です*。

*ただし「専門職」では適用される場合もあります。

行政庁のトップと国会議員の与党のトップを兼任する総理大臣は、当然に労働基準法の対象外です。

(2)天皇陛下

今回調べてみて初めて知ったのですが(そして、正直、ものすごく驚いたのですが)、天皇陛下は法上の「日本人」ではありません*。

*「日本人」の定義については、本シリーズの過去記事「[外国人就労拡大で際立つ日本の「ブラック国家ぶり」](#)」を参照ください。

従って、天皇陛下だけ(×皇族)は、日本の全ての法律(刑法、刑事訴訟法、民法、その他)が適用されません(「憲法判例百選II 第5版」[有斐閣]370頁)。当然、天皇陛下のご公務には労働法が適用されません。ただし、ご公務の種類や内容については明確になっています(後述します)。

(3)会社の社長

労働基準法は、労働者を保護する規定ですから、使用者(社長)の保護については規定がありません。社長は社員を保護する義務がありますが、自分を保護してもらう権利はありません。社長が1日24時間働き続けても、労働法は全く関与しません。

(4)フリーランス

例えば、個人で活動するお笑い芸人は、「フリーランス(個人事業主もしくは個人企業法人)」です。このようなお笑い芸人は法上の労働者には該当せず、労働基準法の適用外です。「お笑い芸人本人が、たった一人の会社であり社長である」というイメージで良いです。

基本的に、上記の方たちは、我が国の指導的立場にある人と言えます(お笑い芸人を除く)。もし、法律が届かないことで、このような方たちが、「働き方改革の外側にいる」ならゆゆしき問題です。今回は、これを調べてみたいと思います。

自ら“働き方改革”をして、お手本を見せてください

まず、内閣総理大臣のお仕事をざっくり以下の表にまとめてみました。

総理大臣のお仕事

内政、外交、防衛のトップ

観点	対象	特徴
(1)仲間作り	大臣の任命/罷免/ミーティング(閣議)	■「私のやりやすい人間だけで、チーム(内閣)を作るぞ」 ■「私に逆らうやつは、チームから追い出すぞ」
(2)恫喝	内閣府と省庁(の大臣)	■「私の思う通りに、国家運営やっているんだろなあ？」
(3)提案	法律、予算、政策	■「私としては、日本をこういう風に運営したいから、国会で話し合いをして、認めろ」
(4)インタフェース	外国のトップと交渉する	■「どうでしょう？ お互い美味しい思いをしませんか？」 ■「うち(日本)を舐めんなよ。落とし前はきっちりつけるからな」
(5)防衛	自衛隊	■「いざとなったら、私の思い通りに、自衛隊を動かすぞ」

日本の歴史上、最強の権力者

まあ、とにかく強い。

三権分立の中の2つ、行政(政府)と立法(国会)の事実上の最終意思決定者であって、さらに自衛隊の最高指揮監督権まで持っています。戦前の反省に基づくものとはいえ、日本史上、これだけの権力を持つ役職は存在しなかったと言っても過言ではありません*)。

*)この辺について知りたい人は、“統帥権”、“文民統制”あたりをググってみてください。

このような人が忙しくないわけがない——我が国を支える最高権力者として、能力の限りを尽して頂きたくお願い致します。しかし、一方、病気(うつ病等を含む)で、倒れたり、引き込まれたら、えらいことになります。少なくとも、任期中だけは、心身共に健康で安定した精神状態でいてもらわないと、私たち国民が困ります。

つまり、「働き方改革」を指導する行政の最高トップが、「働き方改革」を無視した働き方をしていたら困るのです。そのような指導者に国民が従う訳がないからです。

そこで、まず、私は、図書館で古い新聞を探して、戦後の総理大臣の「首相動静*1)」をざっくりと調べてみました。といっても、単に総理大臣の一日の仕事を始める時刻と終わる時刻までの、いわゆる「首相の稼働時間」を調べただけです。

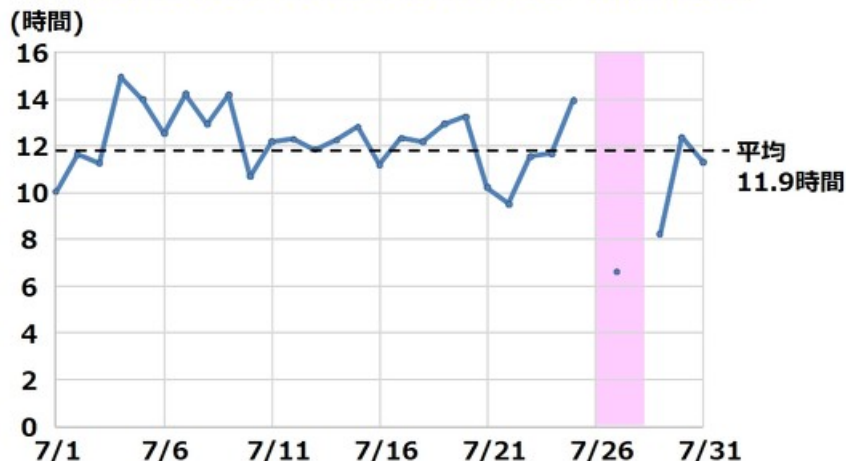
*)日本の主要新聞に掲載されている、内閣総理大臣の一日の行動記録。

昭和の総理大臣の稼働時間は凄かったです。『一体、いつ寝ているんだ』、というくらいの稼働率でした。「長時間労働は正義」という時代を、トップから実践していたと言えます。

では、最近の総理大臣はどうなっているのか？ 以下は、首相動静から読み取った、先月（2019年7月）の内閣総理大臣（首相）の「稼働時間」です。

総理大臣のお仕事

首相動静から読みとった、首相の“稼働時間”



長時間ではあるが、“超”時間とまでは言えない

まず注意しなければならないのは、この時間は首相の最初の“動”（例えば、私邸出発）から、最後に“静”（例えば、ホテル到着）に至るまでの時間であること、そして、私たちが言うところの「ランチタイム」や「通勤時間」も含めて考えるものとする、必ずしも「長時間労働」と決めつけることはできない、とも言えます。

しかし、この数値だけでは、私邸やホテルの内部での仕事は見えてきません。例えば、VIPとの密会や閣僚との電話を使った打ち合わせ、次の日の国会答弁のレジュメに目を通すなどの時間を考えると、この「稼働時間」を、労働時間の目安とするのも安直過ぎます。

ですが、働き方改革を推進する行政のトップとしては、取りあえず、「国民の範」として ―― 少なくとも「働き過ぎ」ではないことを示すアピール ―― は必要であるはずです。

まあ、そういう意味で言えば、先月の首相が休暇を取ったと客観的に認められるのは3日程度で、これはこれで問題ですが、平均11.9時間というのは、「なかなか微妙なライン」です。正直「作為」を感じるほどです。

さらに、首相の“静”の時間を見てみると、20時30分～21時30分頃に集中しています。これは、労働者の深夜残業をたしなめている「演出」にも見えます。

ところが、“動”の時間を見てみると、これが結構バラバラなのです（7時～11時）。

これは「終業時刻」だけが強調されたアピールのようにも見えます。そして、律義なことに、我が国の国民は、やはり、首相を「国民の範」としているかのように動いているのです。

最近、強制的な定時退社や深夜労働の禁止が強化されていますが、逆に早朝出社についての管理はザル状態であり、残業する代わりに早朝からたまった仕事をサービスでこなしているという実態もあります。

今更言うまでもありませんが「時短」とは、労働開始時刻から労働終了時刻までの時間を短くすることです。早朝に仕事をシフトさせることを「時短」とは言いません。

働き方改革を推進する行政のトップである首相が、国民の範とする働き方を示す（演出する）のであれば、まだまだやるべきことがあります。

例えば ―― 週に1回程度の在宅勤務。Skypeを使ったりリモート党首討論。英語しか使えない代表質問（もちろん、ヤジも

英語に限定する)。衆議院議長が『Don't jeer with Japanese (日本語でのヤジは止めてください)』と注意する姿は、英語教育の低年齢化よりも、我が国の英語利用率を劇的に加速させると思います(関連記事:「[“Japanese English”という発想\(後編\)](#)」)。

このあたりの話、私が提案したことではなく、各官庁から提案されている働き方改革の実行計画に入っている内容なんです(英語による国会答弁は除く)。

何はともあれ、首相や大臣が率先して、これらの新しい働き方を見せてくれないと困るのです。私たちは、あなたたちの範を取って動く国民なので、今後の自己研さんに期待しています。

実はブラック中のブラック? 天皇陛下の仕事量

では次に、天皇陛下のお仕事を見てみます。お仕事の内容は、大きく3つに分けられます。

天皇陛下のお仕事

あらためて書き出したら、その物量に圧倒された

観点	対象	誰が決めるか?	誰が責任を取るか?	仕事の性質 (江端解釈)
(1)国事 行事	(a)首相任命	内閣	内閣	内閣としては、陛下のご意志がどうあれ、「絶対に」やって頂きます
	(b)法律公布			
	(c)国会招集			
	(d)衆院解散			
	(e)大臣任命			
	(f)栄典授与			
	(g)その他			
(2)公的 行為	(a)外国/地方訪問	天皇	内閣	内閣としては、陛下に「前向きに」にご検討頂きたいです
	(b)拝謁			
	(c)一般参賀			
	(e)歌会、遊園会			
	(f)晩餐			
(3)その他 行為	(a)被災地慰問	天皇	内閣	内閣としては、「お願いは致しません」
	(b)起業視察			
	(c)祭祀			
	(d)コンサート/展覧会鑑賞			
	(e)大相撲鑑賞			
	(f)趣味・研究活動			

(*)赤字は江端が着色

まず(1)の国事行事ですが、これは、国家の装置(国家機関)としての天皇陛下のお仕事です。そして、これが、なんととも過酷なのです。

天皇陛下の決済なくして、上記の(1)の国事行事は1ミリも進みませんが、そもそも、天皇陛下には、最初から「決済しな

い」という選択肢がありません(憲法第4条)*)。

*)それなら、何のための国事行事なわけ、というツッコミへのお答えは、今回は割愛します。

それどころか、(ご病気等で)決済が遅れると、大変なことになります ―― 大げさでなく「**国家が停止**」します。それどころか、「法律の公布」の決済が遅れて、法律の発行が遅滞したとしたら、天皇陛下が立法権に介入したことになると思います(憲法41条に抵触)。

仮に天皇陛下のご体調が悪くても、この(1)の国事行事のお仕事だけは「**何が何でも**」やって頂く必要があるのです。日本の中で、ただ、天皇陛下お一人だけが「誰か(同僚等)に仕事を頼む」ということが許されません*) (で、結果として、無理を押し、決済のご公務をされることがある、らしいです)。

*)ちなみに、天皇陛下には『同僚』はいませんが、『摂政』を立てることは可能です。ただし、国事行為を行うことができないと皇室会議で判断された時(皇室典範第16条2項)に限られますので、緊急事態の最後の手段として「国事行為臨時代行」の制度があります。

……これって、ちょっと過酷すぎない？

だからこそ、この過酷なご公務に関して、宮内庁というバックアップに特化した省庁があるのですが、それでも、最終的に、法文に目を通し、毛筆で署名をされ、天皇の公印(御璽(ぎょじ))を押されるのは陛下ご自身です。そして、この(1)の国事行事お仕事の数量が、**今後も削減されることはありません**。憲法で明文化されているからです。

次に、(2)の公的行為ですが、これらの行為は、「陛下御自身が決める」という形式を取っています。とはいえ、(a)外国/地方訪問、(f)晩餐会など、誰がどう見ても、国家(政府)の要請であることは、明々白々です。例えば、**合衆国大統領との晩餐を天皇陛下がお断わりされたら** ―― と考えてみれば明らかです。

なぜ、これが(1)の国事行事ではないか、というと、外国/地方訪問や、晩餐会のホストのご公務が、憲法に規定がないからです。では、なぜ国家(政府)が天皇陛下に要請できるかというと、「**象徴天皇(憲法第1条)の地位**」としての役割から、そのようなお願いが可能である、と解釈が可能となるのです。

天皇陛下は、これらの要請を断わることもできるはずなのですが、基本的にはお受け頂いているようです*)。

*)正確には、宮内庁が内容を精査し、スケジュールや陛下の体調などを勘案して、最終的な判断を仰ぐという形を取っています。

そして、驚くべきことは、(3)のその他の行為です。被災地の被災者への慰問や、国民の幸福と安念を祈る数々の祭祀は、「**天皇陛下のご意志**」で実施されているということです(宮内庁がサポートする点においては、上記と同じです)。

特に、被災地・避難所の慰問に関しては、天皇陛下を中心とした皇族の皆さまによる、**緊急プロジェクトチーム**の様相を呈しています([参考](#))。

さらに、祭祀に関しては、政教分離の原則(憲法第20条)から、私的経費(内廷費)で実施されているようです。

このようにまとめますと、天皇陛下の3種類のお仕事は、

- (1) 国家を回す「装置」としてのお仕事、
- (2) 象徴天皇として「お願いされる」お仕事、

そして

- (3) 「象徴天皇とは何か」をご自身で探求し決断して実施されるお仕事、

と言い換えることができるかと思います。

これだけの仕事を、天皇陛下お一人で担っておられるということに、今さらながら驚がくしています(私なんかは、上の表を作るだけで疲れました)。

多くの人が天皇陛下のご公務が過酷過ぎる、という主張を展開しています。ちょっとググれば、山ほど出てきます。ところが、ご公務の種類やその内容を並び立てていても、その過酷さを定量化しているような論説は、私が知る限り絶無です。

そこで、今回、宮内庁が公開されている天皇陛下の [ご公務の数値](#) と、公開されていないご公務の所要時間を、「江端の直感」を使って、力づくでの数値化を試みました*）。

*）宮内庁、あるいは有識者が、この「江端の直感」を正確な値に置き換えて、再計算してくれれば嬉しいです。

まず、資料より、天皇陛下（現在の上皇陛下）のご公務の数を全て"年間"の単位にそろえて、私の作った表の方で記載してみました（コンサート鑑賞や研究などは、対象外としました）。

天皇陛下のお仕事を体感してみる(1)

宮内庁発表資料から引用/算出

観点	対象	
(1)国事行事	(a)首相任命	1062件/年
	(b)法律公布	
	(c)国会招集	
	(d)衆院解散	
	(e)大臣任命	
	(f)栄典授与	
	(g)その他	
(2)公的行為	(a)外国/地方訪問	72.8回/年
	(b)拝謁	124.8回/年
	(c)一般参賀	8.1回/年 (10085人)
	(e)歌会、遊園会	2.0回/年(4122人)
	(f)晩餐	26.5回/年
(3)その他行為	(a)被災地慰問	2.0回/年
	(b)起業視察	0.8回/年
	(c)祭祀	29.3回/年
	(d)コンサート/展覧会鑑賞	-
	(e)大相撲鑑賞	-
	(f)趣味・研究活動	-

注意して頂きたいのは、これが「年間平均」のご公務の数だということです。1989年（昭和64年）1月7日から、2019年（平成31年）4月30日までの、30年3カ月の通年の数ではないことに留意してください。

さて、ここから「江端の直感」を使った、力づくでの計算の結果を示します。

天皇陛下のお仕事を体感してみる(2)

月間のご公務の時間を推測してみる

	当時の 天皇陛下	いわゆる「正規労働者」
年間の休暇日	82日/年	正規労働者の年間休暇日は 114日/年 (国民の休日+土日+年休行使10日と仮定)

対象	ご公務の推 定所要時間	江端の使った推定値、 その他
決裁	45.0時間/月	裁決文章を読むのに30分/1 件と推定)
外国/地方訪問	97.6時間/月	6.1回/月 × 16時間(2日)と 推定
拝謁	10.4時間/月	10.4回/月 × 1時間と推定
一般参賀	7.00時間/月	0.7回/月 × 1時間と推定
歌会、遊園会	1.36時間/月	0.17回/月 × 8時間と推定
晩餐	13.2時間/月	2.2回/月 × 6時間と推定
被災地慰問	5.44時間/月	0.17回/月 × 4日(32時間) と推定
企業視察	0.24時間/月	0.06回/月 × 4時間と推定
祭祀	19.2時間/月	2.4回/月 × 8時間と推定
コンサート/展覧会 鑑賞	-	
大相撲鑑賞	-	
趣味・研究活動	-	
合計	199.44時 間/月	

平均的な日本人と比較して、年間112%の稼働日数、9.5時間/日の労働

上記の「江端の使った推定値」は、これは私の経験と体感(という、ずいぶんあやふやなもの)から算出しています。例えば、私が、20分の学会発表(英語)をするのに、資料作成には10時間、発表練習に10時間ほどを費やします。

天皇陛下の場合、宮内庁のバックアップがあるので、そこまでの時間は必要としないかもしれませんが、今回は「イベントの準備にかかる時間は、少なくともイベントの実施時間と同程度の時間は費される」という仮説を置きました。

日本人の正規労働者の平均月間就労日数20.9日/月を使って、一日あたりのご公務の時間を算出したところ、9.5時間/日(199.44時間 ÷ 20.9日)となり—— 正直愕然としました。

9.5時間/日 —— これは、新入社員とか、初めて主任を任された30歳代前半の人間の話ではありません。ことし(2019

年)4月30日にご退位された**85歳の天皇陛下**のお話です。

どんなブラック企業だって、ここまで過酷な労働を強いることはないでしょうから、私の計算プロセスのどこかに重大な瑕疵(かし)があると思っています*)。

*)私の父は昨年(2018年)88歳で他界しましたが、もし、私が父にこのような量の仕事を強いていたとすれば、間違いなく「事件」となっていたでしょう。

上記を読んで頂いた上で、平成28年8月8日に当時の天皇陛下が出された[「お言葉」の全文](#)を読んでみてください(面倒くさければ、下から2つ目のパラグラフだけでもいいです)。

ご自分の(過酷な労働?の)境遇には一切ふれることなくことなく、我が国の憲法に規定された、国家の装置(国家機関)と、象徴天皇の観点から、ただただ、国家と国民のことだけをご心配される内容になっております ―― 正直、胸を打たれました。

「**天皇陛下の働き方改革**」というものが、ものすごくデリケートで扱い難いことは、よく理解しています。"右"も"左"も、過激な奴はまだ多いですし、家族からも「このテーマ(天皇陛下のお仕事)を書くのは、やめてほしい」と頼まれたくらいです(書きましたけど)。

それでも、私たち国民が(×首相、×国会、×政府)は、当時の天皇陛下が、このような「お気持ち」を表明される前に、きちんと「動く」べきだったと思います。これについては、私たち国民が「怠慢だった」と非難されても仕方ありません。

なにより、この私が、このシリーズの連載を20回も続けていながら、最終回に至るまで、「**天皇陛下の働き方改革**」という観点に着想できなかったことについて、恥ずかしくて、床の上を転がり回りたいくらいなのです。

売れ続けるアイドルになれる確率

さて、「職業に貴賤なし」は事実ですし、我が国は「職業選択の自由」が保証されている国家です。誰が何を目指そうとも、他人はとやかく言うべきではありませんし、他人からとやかく言われることでもありません。

しかし、日本国国民の一人としては、政府に対して、安全で平和な国家の運営を期待します。戦争放棄を唱う憲法の順守はもちろんで、安定した財政 ―― 税収の安定的な確保と、社会保障費用の削減 ―― を目指して頂きたいと願っています。

今の働き方改革に欠けているものがあるとすれば、私は、若い世代に対する将来を見据えたライフプラン教育にある、と思うのです。

はっきり言えば「(無謀な)将来の夢に対する実現性の数値化」―― これこそが重要ではないか、と思うのです。

□

私はずっと前から、「自己実現」という言葉に対して、大きな不信感を持っています。

『私たちの多くは「やりたいこと」など持っていない。与えられた条件の中で「やれることをやるだけ」である *1)』と言い続けてきましたし、『ティーンエイジャーの皆さんは、「好きなことをやりなさい」という無責任な大人の言葉を信じてはいけません』と注意喚起をし続けてきました *2)。

*1) [著者のブログ](#)、*2) [著者のブログ](#)

私たちのほとんどは「好きなこと」を知りませんし、そして、私たち大人のほとんどは「好きなこと」を仕事にしているわけでもありません。

『仕方なく(仕事だから)やり始めた』→『そして、なんとかできるようになった』→『それ意外の仕事を覚えるのが面倒くさくなった』というプロセスを、「好きなこと」と読み替えているだけ(あるいは、それに気がついていないだけ)だけのことなのです。

「やりたいこと」があるという"強み"は、その「やりたいこと」に対する客観性の欠如との表裏一体の関係にあり、それ自体が大きな"弱み"になるのです。

今回、この「将来の夢に対する実現性の数値化」の例として挙げるのは、「アイドル」と「お笑い芸人」です。

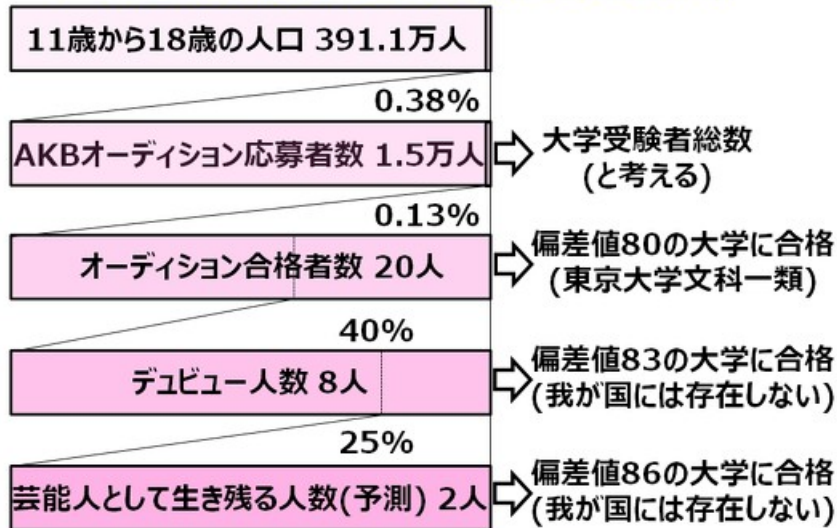
調べてみたところ、全てのティーンエイジャーがアイドルに憧れている訳ではないようです(当たり前だ)。あるアイドルグループに関するデータによる試算結果では、そのアイドルを目指して行動をおこす若者は、0.38%、つまり1000人中4人弱程度です。1000人中996人は、最初から将来の職業としてのアイドルを「除外」しているのです。

1000人中の4人程度であれば、日本の国益(税収)には大きな影響はないかもしれません。

しかし、このコラムを読んでもらっている保護者のお子さんが「アイドルになりたい」と言ってきた時に、お子さんに対して、「その覚悟」を問いたですツールとしては、役に立つかもしれませんが、今回の計算結果を以下に記載します。

アイドルを目指すというリスク(1)

アイドルになるということを数値で理解する



我が国の最高学府の入学の方が"ラク"

これは、比較的データが集めやすかった、AKBというアイドルのグループ(以下、AKBと略す)を例にして試算をしたものです。

AKBのオーディションに応募する人数は、年間1万5千人です。これは応募資格を有する年齢の女性391.1万人の0.38%に過ぎません。しかし、問題はここからです。

1万5000人からオーディションで選ばれる人数は約20人で、確率0.13%です。偏差値でいうと80.0に相当します。これは大学受験の最高学府の入学偏差値と同じです(最も緩い予備校のデータを使用したので、基本的には、AKBのオーディションはそれ以上に難しいはずです)。

さらに、オーディションを通過するだけではアイドルになれる訳ではありません。テレビなどのメディアに露出できるようになるために必要となる偏差値は83.0を超えます。もはや、我が国の大学受験のレベルでは比較できない程の難易度になっています。

加えて、アイドルはその生存期間が短いです(長くて5年)。5年以上芸能界に残って活動ができている人間の数は、さらに小さくなります。ざっくり0.01%、1万人に1人というレベルになります。

この確率は、確かに小さいですが、それでも、「年末ジャンボ宝くじ」4等5万円くらいの可能性はあるわけです。

ならば、宝くじを買う程度の覚悟で挑戦してみるのも、人生だ ――とも言えそうにも思えます(実際、そういう論調で、若者をけしかけるコンテンツは山ほど見つかります)。

しかし、宝くじで失うのは「お金」だけです(しかも1枚300円と安い)。比して、AKBを目指して失うものは、その目指している間の貴重な時間とお金、そして、(目的の成否にかかわらず)AKBの後の人生です。

アイドルを目指すというリスク(2)

アイドルになる/ならないに関係なく発生するリスク

リスク	理由
(1)基本スペック取得 機会の損失	歌唱、舞踏、演技の取得は、絶対的な時間が必要。学習時間が取れない
(2)才能優先	容姿、キャラクターは先天的な才能であり、努力で補える範囲は小さい
(3)代替が効きにくい	芸能の応用範囲は狭く、芸能以外の能力を使って代替しにくい
(4)挑戦/存続期間 が短い	■ 20台前半までしか挑戦できない
	■ デビューできたとしても3年以内に引退。引退後のキャリアのユースケースが絶無
	■ メディアに露出しなくなれば、直ぐに忘れ去られる
(5)引退後の受け入れ先がない	引退後に、シグナリング(職歴)が社会で評価されにくい(?)
(6)「搾取」の一択	■ 投資した努力(お金と努力と時間)に対して、個人が得られるリターンが、ほぼ絶無
	■ 比して、事務所等の費用対効果は、個人よりは多い(→経営できているから)
(7)アイドルを勧める アイドルがない	■ アイドルを勧める「事務所」や「エージェント」は山ほどいる

結論：働き方改革に、「若者向けのリスク計算教育」を入れるべき

ざっくりまとめてみますと、

- 努力が報われる余地の小さい、才能最優先の世界で、
- 基本スペック(学校教育)を習得する機会を奪われ、
- 活躍できる期間が長くて5年程度で、
- 本人の外側だけでキャッシュフローが回るシステム(いわゆる「搾取」)の中に組み込まれ、(手取りの)収入は恐しく低

く、

■引退後に社会に受け入れられにくい(基本スペックが乏しいから)

そして、決定的なのは、アイドルを推奨しているのが、アイドルの周辺の組織(事務所、エージェント)だけである、という点にあります。

アイドルを目指す動機付けが、自己実現でも、自己承認欲求でも、何でも構いません。ただ、どんな仕事であれ、基本的には誰かから搾取され、その代わりに誰かを搾取するという関係で成立しているものです。

アイドルというのは、搾取される方向一択であり、費された人生に対する対価は回収困難(というか『できない』)という覚悟を問われる生き方であり―― バランスが悪すぎる ―― ということを、あらかじめ、子ども達に認識させておくことは、大人の仕事であると思っています。

売れ続けるお笑い芸人になれる確率は？

これと同じことが、いわゆるお笑い芸人を目指している人にも言えます。

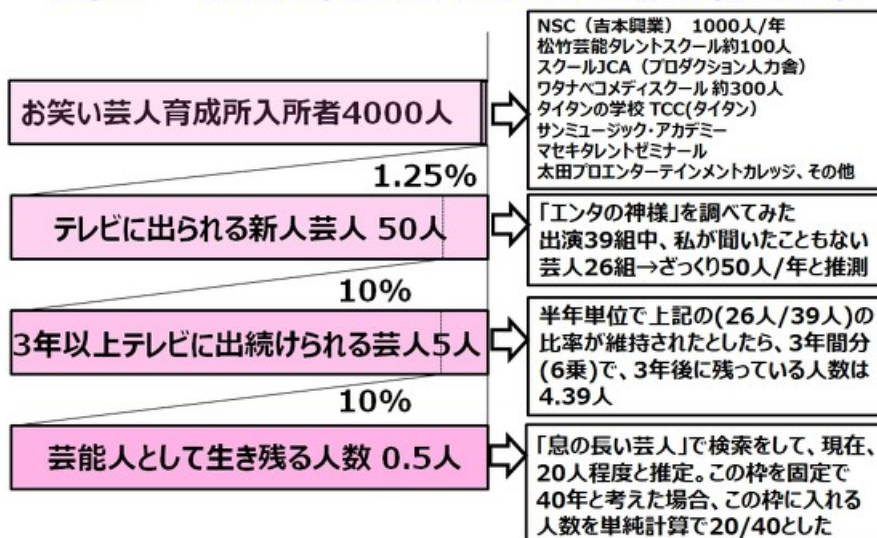
結論から言うと、お笑い芸人として一生食べていける確率は8000分の1です。

これも上記のAKBと同じアプローチの計算を行ったものですが、検証データが少なかったのも、江端の主観を、そのまま数値に落し込んだものになっています ―― ですが、それほど外れてはいないと思っています。

なぜなら、上記のAKBのオーディションの応募から芸能界で生き残る確率を、下6桁くらいまで正確に計算したら 7692 分の1となったからです。偶然にしては、かなりでき過ぎていると思いました。

メジャーのお笑い芸人を目指すというリスク

検証データが少ないので、江端の主観で補間する



お笑いで一生食べていける確率は"1/8000"

近年の「お笑い」の商業的価値(テレビ以外にも、介護施設、更生施設、教育現場、さらには、管理職講習にまで進出)が見直されて、今、お笑いビジネスは空前絶後のブームの状況にあります。

昔は、お笑い芸人になるには、師匠を決めて弟子入りするのが一般的だったようですが、今は、お笑い芸人育成所の入所から始まるケースがほとんどのようです。

私の試算では、約年間4000人が入所しています。年間の授業料を80万円として、約32億円の市場規模です ―― 彼ら

が、芸人として育たなくても、この育成所ビジネスは、それだけで十分に「おいしい」のです。

なぜなら、この4000人の半分は、半年以内に自主的に退学していき、さらに、実際にテレビメディアに出られる人数は年間50人程度 ― 1.25%です。

もっとも、卒業後に直ちにデビューできる訳ではなく、地方巡業の前座などの営業などの下積み期間も考慮する必要がありますが、それでも、**司法試験よりも狭き門**であることは間違いありません。

多くの若手芸人は、早くて半年、長くても3年以内にメディアから消えていき、そして、私たちも忘れます。10年以上も活躍しているお笑い芸人は、数えるほどしかいません。

私は、10年以上で生き延び続ける芸人を、ざっくり0.5人/年と推定しました（推定理由は上記の図中に記載しておきました）。こうして私が導き出した、「お笑い芸人として一生食べていける確率」が、「8000分の1」です。

8000分の1を目指す人生は、きっと輝いていると思います。しかし、**7999/8000の人生のことも考えて生きる必要があることも「働き方改革」には加えてもらいたいと思うのです。**

□

さて、前述した通り「働き方改革」は、政府から私達に対する「考え方を変えろ」「やり方を変えろ」という命令で、この実行力が労働法（例えば、労働基準法）です。

以下に、この労働基準法が及ばない「契約」を列举してみました。

「働き方改革」の対象とならない契約

契約の種類によっては、対象外

■労働基準法の保護対象

名称	内容	具体例
労働契約	使用者の命令を受けて労働を行い、その対価を受け取る契約	正社員、契約社員、派遣社員、アルバイト

■労働基準法の保護対象外

名称	対象例	例、その他の特徴
委任契約	法律行為に関する事務を相手に依頼する契約	弁護士への訴訟代理の依頼、不動産業者に土地を売却を依頼、等
準委任契約	法律行為以外の事務を依頼する契約	医師による患者の診察や高齢者介護サービスの依頼、等
派遣契約	派遣会社と契約して、派遣先会社で働く契約	派遣会社経由で 自分の時間 を売る 現場の上司に、仕事の進捗に文句を付けられる(指揮命令権 あり)
請負契約	請負人の仕事の完成に対して、注文者が報酬を約束する契約	依頼された"モノ"や"サービス" を売る 1日で作ろうが3ヶ月で作ろうが、文句は言われない(指揮命令権 なし)

労働基準法は、使用者の命令(業務命令)を受け、その命令に応じた労働を提供し、対価を得る関係にあるものであれば、契約書があろうがなかろうが、問答無用で強制的に適用されます。

さらに、労働基準法の内容を下回る私的契約の効力は、ことごとく無効にされるという最強クラスの法律です。

ところが、それ故「業務命令」ではなく「依頼」という形で仕事を引受ける、または、断わることができる4つの契約形態があります。この契約には、労働基準法の適用がありません — 労使関係ではなく、対等の立場で取り交わされる契約だからです。

さて、最近、いわゆる「お笑い芸人による闇営業」が社会問題となりました。ここでは詳細に書きませんが、雇用形態を上表に照らし合わせて考えるなら、吉本興業(以下、吉本)は、芸人との間で「独占的な準委任契約」を行っていると解釈するのが妥当なようです。

これは、「他のプロダクションとは契約しないことを条件として、仕事を紹介し、芸人のスケジュール管理などのマネジメントサービスを提供する」という契約です。

準委任契約は、芸人にとってもメリットがあります。例えば、会場を設定して、一定の集客が集められずに、吉本に損害が発生したとしても、芸人には、その損害賠償の責任が発生しません。

もちろん、これはデメリットと表裏一体です。もし芸人の芸によって利益が発生した場合であっても、利益の算出(考え方)は、吉本に握られています。芸人は常に弱い立場にあるのです。

準委任契約は、非独占的でなければその意義を失ってしまうものです。そのようなことに抗議する芸人は、真っ先に干されてしまいます。つまり、契約が、その当初の目的の意味を成さないのです。

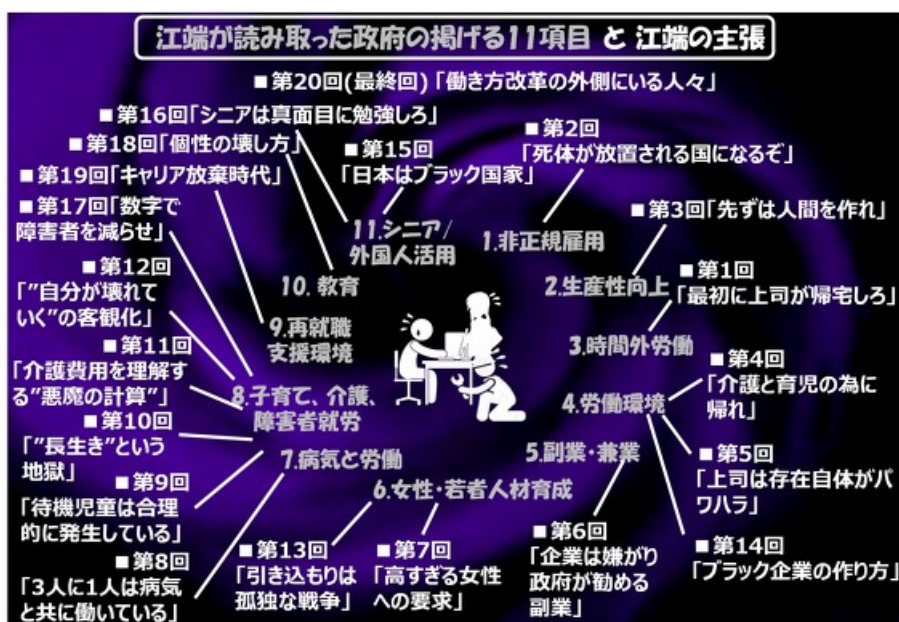
芸能の世界は、このようなリーガルマインドはもちろん、テレビなどのメディアを見ているだけでも『パワハラやセクハラなどに関するコンプライアンスの感度が、恐しく低い』ことが見て取れます。

つまり、現行の「働き方改革」は、このような「働き方改革を進めるにあたって、最優先に保護しなければならない人」に全く手が届いていないのです — 労働基準法の届かないところで、「契約自由の原則」が乱用され続けているからです。

以上、「働き方改革の外側にいる人々」についての実体調査と、それに基づく、私の見解を述べさせていただきました。

働き方改革へのツッコミで浮き彫りにした問題点

では、最終回に際して、本連載(全20回)を、以下の図で簡単にレビューしてみたいと思います。



拡大図は[こちら](#)

あらためて振り返ると、よくもまあ

—— 政府方針にケチをつけてくれる。たった一人でも嫌がらせをしてやる

という気持ちだけで、20回も連載をしてこられたものだと思います。しかしその一方、私は「働き方改革」の政府の実行担当に、かなり良い「キラーパス」と渡せたという自負もあります。

私の、執着的で粘着的なシミュレーションの数々は、この「働き方改革」を進める上で直面するであろう「不都合な未来」を、そこそこの精度で予測していると信じています。

もっとも、この連載を書いているうちに、私の心の奥に隠れていた闇 — かなり非論理的で、非人道的な考え方 — が次々と浮き彫りになっていきました。正直、怖かったくらいです。自戒を込めて少し書き出しておきます。

本連載中の妄想

未来の日本の「数値化」なんてやるもんじゃねーな
→ 妄想に逃げるようになった

江端の妄想	具体例
■ 日本の領土/領海から、地下資源出てこないかなあー	(かつての)サウジアラビアになりたい(所得税、消費税、住民税なし。病院や学校(大学・大学院も全て)は基本的に無料)
■ 今の自衛隊の力で、近隣諸国を武力制圧できないかなあー	武力占拠して、資源(と、できたら市場も)を確保したいなあ→かつての日本の帝国主義(軍部の暴走)
■ 安楽死が合法化されなかなあ	介護社会の絶望的な未来を算出してしまい、その救済策が(仮説レベルですら)見えないなあ 死ぬのはいいけど、痛いだけはゴメンだなあ
■ 全自動の介護、出産、育児、緩和ケア装置、ができないかなあ	機械に産んで貰ってもいいじゃん、機械に終末ケアして貰っていいじゃんか

まあ、それはさておき。

改革というのは、基本的に「痛い」ものです。「痛い」ことは誰だってしたくありません。しかし、われわれは……と主張する輩に、私は正直飽き飽きしています。

私は、この連載の中で、「何の手も打たない未来」を示し続けてきて、私は「痛みを伴う改革」と同じくらい、「痛みを感じないまま、穏やかな国家の死を待つ」という選択もありだと思っています。

いずれにしても、私たちは自分たちの明確な意志で、どちらか一つを選び取り、それを実行しなければなりません——どんなに面倒くさくても、です。

□

それでは、今回のコラムの内容をまとめてみたいと思います。

【1】働き方改革シリーズの最終回として、「働き方改革の外側にいる人々」として、総理大臣、天皇陛下、会社社長および芸能人を例題として、その人たちの働き方調べてみました。このアプローチとして、働き方改革の強制力の一つとして法律(労働基準法等)が、これらの人々に届いていない実情を明らかにしました。

【2】総理大臣の働き方は、政府が推奨している働き方に対して、自ら実践している働き方のバラエティがまだまだ乏しく、改革リーダーとして国民へのアピールとしては不十分であることを示しました。また、天皇陛下のご公務の内容が、質量ともに重責に過ぎることを、現行のデータとご公務内容に費やされる時間(推測)を使って、定量的に示しました。

【3】また、芸能人としてAKBとお笑い芸人を登場させ、これらの職業を目指すことの困難性を明らかにすると同時に、現状の「働き方改革」では、このような困難性や投資対効果、存続期間などを定量的に計算する教育が必要であるという提言を行いました。

【4】さらに、お笑い芸人に関する労働が、法律(労働基準法等)で保護されにくい上に、契約で保護されない仕組みになっていることを示し、さらに、そのような分野に「働き方改革」の内容は今後も反映される可能性は小さい、という悲観的な見解を示しました。

【5】最後に、働き方改革に対する対応の一つに、「痛みを感じないまま、穏やかな国家の死を待つ」の選択肢はある、という個人的意見を述べました。

“米国エリートサラリーマン風”江端が消えた理由

さて、このシリーズ第1回の[最後のページ](#)で、私は（例の無礼な後輩から）「“米国エリートビジネスマン風”江端は、どこへ消えたのか」と聞かれています。今回、その理由を開示して、この連載のトリとさせていただきますと思います。

なぜ、江端は、米国赴任からの帰国後2ヶ月で元に戻ったのか。

その理由は簡単です。「変えない／変わらない方がラク」で、「みんなも幸せで、私も幸せだ」ということに気がついたからです。



画像はイメージです

私は、自分の体得したノウハウを持ってきて、それを使って見せるだけでは、何一つ変わらない、米国で得たものを使いたいなら、「米国」を丸ごと日本に作らなければダメということが分ったのです。

10や20のノウハウで変わるほど、会社という組織の「質量」は軽くありません。

長い年月の中で動き続けてきた会社というシステムを、その一部の部品を取り換えるだけで変えられると思っているのであれば、能天気にも程があります。

会社という組織の中で、そんなことできる人間がいるとすれば、社長くらいなものだろうし、正直、社長ですら社内改革は難しいのです。社長が、人事権を人質にして、パワハラはもちろん、独裁と粛清の嵐を巻き起こす覚悟がなければ、「改革」と名のつくものは動き出しません。

□

この話は、これまでなんども繰り返してきて、耳タコかもしれませんが、もう一度言わせて頂きます。

—— 私たちは、「変化すること」が嫌いである

ティーン頃は、クラス替えや席替えですら憂鬱（ゆううつ）でしたし、社会人になっても、人事異動にビクビクし続けます。そして、ありとあらゆる変化に対して、その内容の是非に関係なく抵抗します —— われわれは、変化をしないことが国家消滅への道であったとしても、『全員で玉砕するならいいか』というDNAを持つ民族の末裔（まつえい）です。

私が、米国から帰国して、それを思い知るのに、2カ月の時間が必要だった —— それだけのことです。

□

ぶっちゃけ私は、「働き方改革」は自分だけが生き残る為に利用するものであれば良いと思っています。正直、『組織や日本がどうなるかが、私の知ったことか』と思っています。

再度、過去20回の連載をレビューして頂ければお分かり頂けると思います。この連載の内容が、徹頭徹尾「私益」に徹していることに気が付かれるはず。国家の尊厳や愛国心、組織に対する愛情や帰属感など、一欠片（ひとかけら）もありません。

私は、変化に対する努力をしたくないのです。

—— 最小の努力による、最長の現状維持

この「究極の後ろ向き保守思想」が、私、江端智一の本質です。

□

私の見る限り、政府の「働き方改革」の前提となる社会分析は、かなり正確であり、「働き方改革」の方向性もおおむね妥当である、と思っています。ただ、その手法は「かなり乱暴」と思うことはあります。特に「時短」に関する労働法による締め付けで、現場から悲鳴が上がっています。

私が知る限り、過去3回、私たちは自分たちの努力だけで「時短」を成し遂げようと試み、おおむね失敗に終わってしま

た。

しかし、今回の「働き方改革」には、これまでの3回とは違うものを感じます。どんなに、私(たち)が変化が嫌いであっても、さすがに“銃”(法律による罰則)を突き付けられたら動かざるを得ません。

「働き過ぎたら、法律で罰せられる*）」—— 長時間労働が無条件に美德とされてきた時代が、今、確実に、終息に向かいつつあるのを感じています。

*)正確には使用者のみが罰則対象なのですが、多くの会社では、従業員に対して懲戒(最悪は解雇)付きの社内ルールを制定し、この罰則が組織全員に広がるようにしています。

それと、もう一つ。

このような法律による締め付け以外で、私が期待していることは既に始まっている、「年間100万人人口減少社会」の影響が、具体的に社会の中で見えてきた時です。

私たちが、この恐怖を実感できるようになった時 —— 例えば、「隔年ごとに近くの小中学校が統廃合される」「高速道路から渋滞が消滅する」「渋谷のスクランブル交差点に無人の時間帯が発生する」とかが目に見えるようになれば —— その時、私たちは本気で動き出すのかもしれない。

このような恐怖によって、革命的な変化が起こった事例を、私は人生の中で一度だけ体験しています。「オイルショック*)」です。

*)[“電力大余剰時代”は来るのか\(後編\)～原発再稼働に走る真の意図～](#)

「オイルショック」の時に、この国は、産業構造をゴソッと変えることに成功しました。我が国は、日本全体のエネルギーの使用量を半分まで削減しつつ、その生産性を維持するという奇跡を成し遂げました。

二度と起きないから「奇跡」と言うのかもしれませんが、私が、この「働き方改革」の最後のよりどころとしているのは、実のところ、この「奇跡」だけなのです。

(謝辞)

では、本シリーズ(働き方改革)の終了に際しまして、謝辞を申し上げます。

(1) 村尾麻悠子さま

毎度のことながら、私の原稿は膨大な量になるのですが、一度のクレームをつけることなく、ほとんど修正もなく、Web原稿として起こし続けて頂いたEE Times Japan編集部の編集担当の村尾麻悠子さまに感謝申し上げます。

一度だけ、村尾さまから、事実上の差し止めをされたことがありました(第17回(障害者雇用対策に見る、政府の覚悟と“数字の使い方”)。これについては、自分の書き方を見直し、かなりの部分を修正し、その方向性と表現方法について家族で話し合う機会も得ました。

私は、数字を人質に取った、暴言暴論のハチャメチャなコラムを書いているという自覚があります。それでも、そのようなコラムを皆様に読んでもらう作品として発表できているのは、村尾様はじめ、EE Times Japan編集部の編集担当のご監修あってのことと、あたためて感謝申し上げます。

(2) 竹本達哉さま

編集長の竹本達哉さまには、「人工知能」の連載の時と同じように、「働き方改革」という江端の特性を完全に無視したオファーを頂き、最終的に口説き落とされました。

とは言え、「この働き方改革のシリーズは、江端さんの主張したいこの全てを込めることができます」という口説き文句は—— 最終回の今回を迎えて、改めて正鵠を得ていたと認めざるを得ません。

特に、第10回から12回の「介護編」については、自分の体験から得られた「介護の地獄」「長寿という拷問」「認知症という恐怖」を、多分、他のメディアでは記載できない表現で纏めることができたと思います。

私が、「誰」にまたは「何に」対して、怒り狂っていたかを、自分なりに整理することができたのは、この連載のチャンスを頂いたおかげです。改めて竹本さまに感謝申し上げます。

(3) 内閣府、政府各省庁の皆さま

内閣府および政府各省庁の皆様に感謝申し上げます。皆様が日々作成されている資料は、エンジニアである私が認定します——「超一級品」である、と。

主観と論理破綻したブログ、背景整理のできていない連載(私の連載を除く)や論文なんぞを読むくらいなら、皆様が作成してWebで発表されている資料を読む方が「圧倒的に楽しい」です。

残念なことに、これらの資料に対するPR活動が十分でないように思います(折角の資料が、これでは届かない)。これから、もっと多くの国民に読まれるような情宣活動を期待したいです。

特に今回は、電話での問い合わせに丁寧に対応して頂いた、厚生労働省の皆様に感謝申し上げます。

□

以上、全20回、約2年弱の連載にお付き合いいただいた読者の皆さまに、最大の感謝を申し上げ、「世界を「数字」で回してみよう——働き方改革編」を完結致します。

誠にありがとうございました。

2019年8月

江端智一

最後に爆弾を落としてきた後輩

後輩:「今回の連載における、最大の見どころがあるとしたら、『江端さんの歴史的転向^{*)}』でしょうね。

*) 立場・方向を変えること。共産主義者・社会主義者などが、その思想を捨てること。

江端:「『天皇陛下の働き方改革』のことか? どいつもこいつも、一体、私に何を期待して、何度、私を『転向者』と罵倒すれば気が済むんだ」

後輩:「私たちにとって、江端さんだけが、最後の砦で希望なのです。ちゃんと自覚してください」

江端:「何の砦で、何の希望だ?」

後輩:「『ぼっちで、異端で、狂気で、迎合できず、空気を読めない——それでも、ふてぶてしく生きている江端さん』という“砦”で、『図々しくも、江端さんがこの社会で生きているなら、私たちは当然に生きていてもいい』と思える“希望”です。江端さんが、大衆や権力に迎合してしまったら、私たちはどうしたらいいんですか?」

江端:「知るか」

後輩:「それにしても、今回の江端さんの「天皇陛下の労働量の定量化」は、この国家の有するアキレス腱(けん)を、かなり明確にしていきましたよね。たった一人の不断の公務に支えられた、日本というシステムは、それだけで十分に不安です。このシステムは、性質上、代替も二重化もできません。この問題、本気で考えておかないと、近い未来にひどい目に遭います」

江端:「私は、執筆しながら、かなり不謹慎なことと考えていたよ。『陛下がご公務から逃げだしたらいいな』って。日本中が大パニックになるけど、その時、初めて、私たちはこの問題を真剣に考え出すと思うんだ」

□

後輩:「あと、フリーランスの話については ―― 成功確率8000分の1の話はさておき ―― 今後の日本の就労体制がフリーランス化して、そのプロセスで現在の労働形態(契約を含む)が変わっていくと思います」

江端:「そうかな？」

後輩:「副業の自由化 ―― というより、2以上の職種で働くという時代の到来は確実ですからね。AI……もとい、機械化とソフトウェア技術の進展を考えれば、30年以上も同じ仕事が続けられるなんて未来はあり得ないです。細分化されたそれぞれの職業単位で、自分たちを守る仕組みができてくるはずですよ」

江端:「労働組合みたいな？」

後輩:「と、いうよりは、江端さんが、以前語っていた「ギルド」に近いかな^{*)}。『AKBギルド』とか『お笑い芸人ギルド』で、事務所やエージェントに対峙する。加えて、アイドル芸やお笑い芸を、最速かつ短期間で行える、職人育成組織としても機能する、と」

*) 関連記事: [「リカレント教育【前編】三角関数不要論と個性の壊し方」](#)

江端:「単に事務所やエージェントが、ギルドに取って代わるだけ、というような気がするんだが……」

後輩:「副業の目的の一つが、「組織に隷属しない自由な働き方の実現」であるなら、そのようにはならないと思います。まあ、力は弱いでしょうが、一人で闘うよりはマシくらいの気持ちで」

□

江端:「さて、今回は、このシリーズの最終回だから、全体の総括をして欲しいんだけどな」

後輩:「江端さん。私、最近、体中が痛くて、はり、つまり、鍼灸(しんきゅう)院に通っているんです」

江端:「はい？」

後輩:「治療によって痛い箇所が消えると、別の箇所が痛くなってくるんですよ ―― で、この話を先生にしたら『それは当然です』と言われたんです」

江端:「何が言いたい？」

後輩:「要するにですね、人間の脳は同時に2箇所以上の痛覚を検知できないのだそうです。ですから、ある箇所が治癒されると、別の箇所の痛覚が現われてくるのだそうです」

江端:「それで？」

後輩:「江端さんはこの20回にわたるシリーズで、政府の『働き方改革』について20箇所の痛い箇所を検知し、その治療方法についても言及してきたのかもしれませんが、しかし、そのような場当たりの対応では、しょせんは別の箇所の問題を深刻化させるだけです」

江端:「それで？」

後輩:「システムはサブシステムの集合体です。サブシステムの対処処方では、メインシステム全体の改修には至れない ―― これは、システムエンジニアの常道です」

江端:「……」

後輩:「何が言いたいかと問われましたね？ では申し上げます。『何やってんですか、江端さん。"働き方改革"という"メインシステム全体"としての課題と解決方法を示さなければ、ダメじゃないですか』」

江端:「……」

後輩:「『サブシステムの改善提案なんぞ、SNSで思い付きのアイデアを書き込んで得意になっているその辺の凡百と同じです。この程度のことに気が付かなかったのですか』です」

江端:「また、最終回に、すごい爆弾を落してくれやがったな……」

後輩:「まだ足りません。江端さんのこの連載における最大の失態は、そこではありません。もっと看過できない深刻で重大な瑕疵(かし)があります」

江端:「どうせ最後だ。全部吐き出してしまえ」

後輩:「この連載において最高の『働き方』をしたこの私が、謝辞に登場しないとは、どういうことですか？」

江端:「……あ。ごめん、忘れていた」

⇒「世界を「数字」で回してみよう」[連載バックナンバー一覧](#)



Profile

江端智一(えばた ともいち)

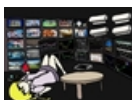
日本の大手総合電機メーカーの主任研究員。1991年に入社。「サンマとサバ」を2種類のセンサーだけで判別するという電子レンジの食品自動判別アルゴリズムの発明を皮切りに、エンジン制御からネットワーク監視、無線ネットワーク、屋内GPS、鉄道システムまで幅広い分野の研究開発に携わる。

意外な視点から繰り出される特許発明には定評が高く、特許権に関して強いこだわりを持つ。特に熾烈(しれつ)を極めた海外特許庁との戦いにおいて、審査官を交代させるまで戦い抜いて特許査定を奪取した話は、今なお伝説として「本人」が語り継いでいる。共同研究のために赴任した米国での2年間の生活では、会話の1割の単語だけを拾って残りの9割を推測し、相手の言っている内容を理解しないで会話を強行するという希少な能力を獲得し、凱旋帰国。

私生活においては、辛辣(しんらつ)な切り口で語られるエッセイをWebサイト「[こぼれネット](#)」で発表し続け、カルト的なファンから圧倒的な支持を得ている。また週末には、LANを敷設するために自宅の庭に穴を掘り、侵入検知センサーを設置し、24時間体制のホームセキュリティシステムを構築することを趣味としている。このシステムは現在も拡張を続けており、その完成形態は「本人」も知らない。

本連載の内容は、個人の意見および見解であり、所属する組織を代表したものではありません。

関連記事



[“電力大余剰時代”は来るのか\(前編\)～人口予測を基に考える～](#)

今の日本では、「電力が足りる/足りない」は、常に議論的になっています。しかし、あと十数年もすれば、こんな議論はまったく意味をなさず、それどころか電力が大量に余る時代が到来するかもしれません。



[電力という不思議なインフラ\(前編\)～太陽光発電だけで生きていけるか?～](#)

太陽光発電のみで生活する――。これが現実になれば、私たちはもう原発やら電気代やらを心配することなく、夢のような生活を送ることができるでしょう。市販のソーラーパネルの「発電出力」だけを見れば、あながち不可能ではない気もしてしまいます。ですが、太陽光発電には大きな“落とし穴”があるのです。



ブラック企業の作り方

今回取り上げるのは「ブラック企業」です。特にここ数年、企業の規模や有名無名に関係なく、“ブラック企業の実態”が報道でも取り上げられていますが、そもそもなぜ「ブラック企業」が存在してしまうのでしょうか。そして、ブラック企業を撲滅することはできるのでしょうか。



誰も知らない「生産性向上」の正体 ～“人間抜き”でも経済は成長？

「働き方改革」に関連する言葉で、最もよく聞かれる、もしくは最も声高に叫ばれているものが「生産性の向上」ではないでしょうか。他国と比較し、「生産性」の低さを嘆かれる日本一。ですが、本当のところ、「生産性」とは一体何なのでしょう。



安心してください、リバウンドは錯覚ですよ

さて、今回は、多くのダイエットが恐れおののく「恐怖のリバウンド」について検証したいと思います。そこで、私が開発した「超シンプル体重シミュレータ」を使い、極端に体重を増減させるシミュレーションに挑戦してみました。

Copyright © ITmedia, Inc. All Rights Reserved.

